

学校給食費無料化を要求

義務教育の保護者負担軽減は必要



米原市民報

日本共産党米原市議員
山脇正孝 Tel.52-1093
日本共産党湖北地区議員団会議
事務局藤田正雄 Tel.55-1128

<http://www.jcp-maibarashigidan.com>

保護者負担の 解消に向けて

Q、本市の小学校と中学校の1年間の保護者負担の額と種類はどうなっていますか。また、保護者負担をどう考えますか。

A、給食費が年間で小学校42,900円、中学校48,400円です。教材費は、小学校では、平均15,000円程度、中学校では、31,000円程度です。その使い道は、ドリルなどの補助教材費などです。保護者に過度な負担とならないようにします。

憲法25条は無償としているが

Q、憲法25条は、義務教育は無償と書いていますが、保護者負担を可能にするような法律の文言はありませんか。

A、それはありませんが、保護者負担は軽減していきたいと思えます。Q、公教育にあつて、税外負担をする場合には、法令に基づく必要があります。ない以上、違法な負担です。ですから、保護者負担ゼロに向けて軽減が必要です。まもなくタブレットが教室に入ってきますが、この際、タブレット導入に向けて、保護者負担の補助教材を計画的に厳選していくことを提案します。

A、保護者負担は大きいと考えますので、考えていきたいと思えます。

給食費無償化についての見通し

Q、学校給食無償化の見通しをお聞きしたいと思えます。

A、学校給食費は、学校給食法で「設置者が負担すべき経費を除き、学校給食を受ける児童生徒の保護者が負担する」とあり、食材の購入費を御負担いただいています。本市では、子育て支援施策として、中学校卒業までの医療費の無料化や、第2子以降の保育料の無料化などに取り組んでいます。学校給食費の無償化は考えていません。

給食費徴収根拠はあまい

Q、学校給食法第11条が学校給食費徴収の根拠であるかのような答弁をされましたが、これは、当たらないと思えます。学校給食法第11条の規定は、経費の負担関係を明らかにしたものです。が、保護者の負担を軽減するために、設置者が学校給食費を予算に計上し、保護者に補助することを禁止したものではありません。

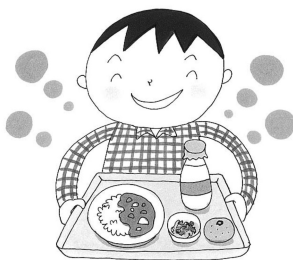
この条文は、「保護者の負担範囲」を決めただけで、具体的な法律上の負担義務を課した規定であるとは言えません。その徴収方法についても全く規定はありません。地方公共団体では、学校給食費条例を制定して、条例に基づいて、保護者の

給食費支払義務を定め、徴収手続きを定めている場合もありますが、米原市では、教育委員会が定めた「米原市学校給食費の会計処理規則」第3条の2で「生徒の保護者から毎月徴収する」とあるだけです。ですから、米原市の給食費徴収の根拠はたいへんあまいです。

市長の見解は

そこで質問ですが、子育て支援策の重点として、給食費の軽減や無償化を実現していただきたいと思えます。給食費の軽減策を含めれば、全国15%以上の自治体がすでに実施に至っています。給付型奨学金の恩恵に預かる学生は、わずか数十名にすぎませんが、給食費の軽減・無償化は、米原市の小中学生3143名が恩恵に預かります。給付型奨学金をはるかにしのぐ「米原市定住策」になりますし、米原市をさらに好きになつてもらえるのではないのでしょうか。市長のお考えを。

A、共産党とは見解がちがいます。食材は保護者負担とすべきだと考えます。



雑感

国の来年度の予算で高齢化に伴う必要な予算が削られます。生活保護費も引き下げられます。米原市議会でも国保税と介護保険料引下げの請願が健康福祉常任委員会審議で否決されました。委員会での質疑に臨みましたが、十分な審議がされたと感じませんでした。多くの市民は生活防衛に必死です。市民の思いを議会に反映する難しさを感じました。